

岐阜市立女子短期大学処務規程

制定 昭和 29 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 3 月 28 日

令和 3 年 3 月 31 日

令和 4 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 岐阜市立女子短期大学処務規則（昭和 48 年規則第 19 号）に基づき、別に定めるもののほか岐阜市立女子短期大学（以下「本学」という。）の校務に関し必要な事項は、この規程によるものとする。

(学科長と担任)

第 2 条 各学科に学科長を、クラスに担任を置く。

- 2 学科長は、当該学科教員の互選により教授会の議を経て学長が任命する。
- 3 担任は、学科長の推薦により教授会の議を経て学長が任命する。
- 4 学科長及び担任の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 5 学科長及び担任が辞任を申し出たとき又は欠員となったときの後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼務の禁止)

第 3 条 学科長は、副学長又は附属図書館長の職を兼ねることはできない。ただし、学長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(学科長と担任の職務)

第 4 条 学科長は、当該学科に所属する教員で構成される学科会議を主宰し、学長の命を受け当該学科のことを司る。

- 2 学科長は、当該学科運営の状況等について、副学長に必要な報告をするものとする。
- 3 担任は、学生が健康かつ円滑な修学を図ることができるよう、学生を指導又は支援する。
- 4 担任は、学生の指導又は支援の状況等について、当該学科長に必要な報告をするものとする。

附 則

この規程は、昭和 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。